

令和8年8月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

ひたちなか市長 大谷 明

市町村名 (市町村コード)	ひたちなか市 (221)	
地域名 (地域内農業集落名)	美乃浜学園地区 (阿字ヶ浦町・磯崎町・烏ヶ台・平磯町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月4日 第3回	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

①地域の基礎的データ【令和8年度現在】

○担い手(認定農業者)の人数

23人(うち70歳以上3人)

○主な作物

水稻, 甘藷

②現状及び課題

・担い手が高齢化し、後継者が不足している。

・農道が狭い。

・農地が分散している。

・高齢化による耕作放棄地の増加

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地の集積, 集約化を進める。

・農地の基盤整備を行う。

・後継者, 新規就農者を育成する。

・外国人研修生を確保する。

・法人化を検討する。

・儲かる農業を実践する。

・地域で意見交換の場を増やし, 意向を把握する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	352 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	352 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・地域での話し合いを細かく開催する。
- ・地権者向けの農地中間管理機構の説明会を開催する。
- ・地権者と担い手の意向を確認し、合意形成を図る。
- ・耕作者を明確化する。
- ・地権者の権利を確保する。
- ・段階的に担い手、法人へ集積・集約する。
- ・耕作放棄地を解消する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農用地の集積・集約化の方針及び担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構を活用しながら段階的に集積・集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・基盤整備の実施には、地権者・地元の方の理解・協力を得ることが不可欠なため、その方法を検討する。
- ・基盤整備、補助金の勉強会を開催する。
- ・農道を整備、拡幅する。
- ・農地を大区画化する。
- ・地権者へ周知する。
- ・宅地化を防ぐ。
- ・基盤整備に向けた地元の体制づくりを検討

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・新規就農者の受け入れ体制(大規模農家等)の確立し、周知、広報する。
- ・新規就農者への支援強化と勉強会を開催する。
- ・農業の魅力をPRする。
- ・外国人を育成する。
- ・儲かる農業を実践する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・地域内で委託組織を設立する。
- ・農機、作業機を共同化する。
- ・農家同士が協力する。
- ・JA作業受託部会(窓口等)のPRを拡大する。
- ・障がい者やシルバー人材を活用する。
- ・受け手をわかりやすくする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				